

法律名	大気汚染防止法
施行日	昭和43年 平成15年改正
目的	この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする（第1条）。
対象者	ばい煙やばいじんを出す工場又は事業所が対象（第2条）。
規制対象事業種別	燃焼能力や処理能力規模によって規制される。例えば、ボイラーの場合は、伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり50リットル以上である場合（施行令第2条、第3条）。
規制内容	<p>上の基準に満たない小規模のバイオマス工場の場合は適用されないが、基準を越えれば以下の規制を受ける。</p> <p>規制を受けるばい煙やばいじんはつぎのもの。</p> <p>1) ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）発生施設 2) 一般粉じん発生施設 3) 特定粉じん（石綿）発生施設</p> <p>有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素・弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5種類（施行令第1条）。そのほか、C6H5OH（フェノール）、C5H5N（ピリジン）も対象。</p> <p>ばい煙発生施設を設置、構造等の変更、氏名の変更等、承継をするときは、都道府県知事に以下の届け出が必要となる（第6条）。</p> <p>1) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名 2) 工場又は事業場の名称及び所在地 3) ばい煙発生施設の種類 4) ばい煙発生施設の構造 5) ばい煙発生施設の使用の方法 6) ばい煙の処理の方法</p>

	<p>ばい煙施設を設置しているものは、排出基準を遵守しなければならない（第3条）。例えば、紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるボイラーの場合、排出ガス一立方メートルあたりの排出基準は以下のように規定されている（施行規則第4条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス量が4万立方メートル未満：0.30 gグラム ・排出ガス量が20万立方メートル未満：0.25 gグラム ・排出ガス量が20万立方メートル以上：0.15 gグラム <p>当該施設が集合して設置されている地域（施設集合地域）では、より厳しい特別排出基準が設定されている（施行規則第7条）。ちなみに下記は、紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるボイラーの場合、排出ガス一立方メートルあたりの排出基準である（施行規則第4条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス量が4万立方メートル未満：0.15 gグラム ・排出ガス量が20万立方メートル未満：0.15 gグラム ・排出ガス量が20万立方メートル以上：0.10 gグラム <p>以上、ばい煙については総量規制だが、ふんじんについては施設の構造・使用・管理基準について定めがある。</p>
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（排出ガス管理）
関連法	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ばい煙発生施設のうち、常時使用する従業員の数が21人以上の場合、公害防止統括者及び有資格である公害防止（主任）管理者の選任と届出が必要とされている。